

議長（米澤秋男君） 通告4番、11番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。11番。

〔11番 佐藤善一君 登壇〕

11番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました集落営農の推進について一般質問を行います。

農業は町の基幹産業として位置づけ、これまでその打開の道を探り、いろいろと振興策を樹立してまいりましたが、しかし一方においては農業の後継者不足、あるいは担い手不足、高齢化が進み、多くの農家の方々は明るい展望のないままただひたすら農地にしがみつき、生活を続けているといった状況にあるかと思えます。

昭和45年から米の生産過剰として生産調整が本格的に始まりまして、それから30年間の米づくりの歴史というのは、結果を見ますと、減反の強化と緩和を繰り返すだけの政策であったように思われております。ここに来てようやく、戦後農政の大改革と言われている農業に対しての新しい制度がスタートいたします。これは、今までのばらつきと言われていた補助金の一律配分を改めて、これからはずっと将来ともに安定的に農業をし続けられる、そういった担い手に重点的に支援をしていこうというものであります。これにつきましては、町としてもこの新しい制度、安定対策にのっとり、担い手を広範に育成、確保し、そして地域農業の構造改革に向けてそれを実現するためにまさに今正念場を迎えているという状況にあるかと思えます。これを実際、実のあるものにするために、これから五つの点を質問いたしまして、町長の所信をお伺いするところであります。

まず初めに、これまで何回となく各集落において説明会、あるいは検討委員会というものを実施いたしまして、それぞれの集落においての方向づけがされたと思えます。先ほどの答弁によりますと、約50近い集落の方々が組合設立に向けて動いているという答弁がありました。実際、新対策の施行されるまでこれから3カ月ほどあるわけですが、問題は、この3カ月間で集落農業、平成19年度対策の対象となる集落数、そういったものが幾ら設立されるかということになるかと思えます。この点について、どれぐらいになるお見込みであるか、予想されているか、この点についてまずお伺いをいたしたいと思えます。

次に、土地の集約や効率化を進める新しい対策であります。このことにより小規模農家や、あるいはなかなか制度の加入要件を満たすのが大変厳しいいわゆる中山間地の農業においては、ますます農家離れがさらに加速して、暮らしの核を失って、だんだんと今の過疎地がさらにそれに拍車がかかる、こういった点も心配されるわけです。国の支援から外れそうなそういったところにも今度政策の網をかけてやる、これについてはいろいろと町独自の後押しも必

要かと思えます。この点についての取り組み方についてもお尋ねをいたしたいと思えます。

3点目は、担い手と言われる認定農業者、それと集落営農組合、この推進に当たって組織活動やこれからの集積促進などに対する町の支援策はどんなものを用意されているのか、この点についてもお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、耕作放棄地の問題であります。

生産調整の拡大や急速な高齢化によりまして、土地を持っていても耕作がされていない、いわゆる土地持ち非農家であります。こういった方々を中心として遊休農地がかなり増加しております。このことにつきましては農業委員会で一生懸命取り組んでいるところでありますが、それ以上に耕作放棄地の増が激しい状況であります。今回、新たな制度を活用してこの対策に取り組んでもらいたいところではありますが、対策が出たからといって発生の防止あるいは解消にはなかなかつながらないと思っております。この制度を活用して、さらに町でこ入れを図って、地域の農地の利用を含めた全体的な根本的な対策が必要かと思えますが、これらについての対応についてもお伺いをいたします。

最後に、問題は5年後の法人化にあるかと思えます。今EPAやWTOで交渉がなされておりますが、問題の関税の撤廃であります。例外の取り扱い、これが大変厳しい状況にあるようであります。今後さらに国際化が進展しますと、そういったせっかくつくり上げた集落農業体制をもっともっと強固なものにしていかなければならないと思っております。以前は組織がつぶれても、あたりの個々の農家でそれを補って何とか農地を守れてきたわけではありますが、今回、せっかくつくり上げた集落農業組織がだめになりますと、地域農業社会、商工業含めた、そういったものが随分大きな影響が出てまいります。経営確立に向けたなお一層の施策が必要かと思えますが、今後の方向づけについてお尋ねをいたします。

以上、5点についてお伺いをいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 11番議員から盛りだくさんの御質問をいただきました。まず、全体的に三浦議員の質問にお答えしたところとダブるわけではありますが、お答えをしたいと思えます。

御指摘のように我が町から人口減少が進んでいる。そして、そのことが担い手の減少につながっているということは、まさにその事実であります。そしてそのことが後段のことにもありましたように、抱え切れなくなって、支え切れなくなって、特に中山間地を中心として耕作放棄地がどんとふえているというのが現状であろうかと思えます。そのような現状を国において

も恐らく察知をしているのだらうというふうに思います。そして今回の対策がそういう前段として提案され、導入されてきたのだらうと。

究極は、最後の質問にありますように、5年後の法人化を目指す。その法人化には、やはり将来の担い手がどんどん減少していった中でいわゆる新たな雇用も生む法人化という、一般的な法人化も含めた方向をもしかすると目指しているのではないか。日本の人口が50年後には1億人を割って、そして100年というのは大変長いスパンだというふうにと思いますが、7,000万人を切るという状況になることは、移民を受け入れない限りそういう数字でどんどん推移していくということになれば、小さな町や村はもう吹っ飛んでいってしまうという状況をきちっと認識をしておかなければならないのだらうと。多分に私どもの孫の時代、私は60歳過ぎましたからひ孫になるかもしれませんが、そういう時代には確実にそういう人口減少が来るということであります。そうしたときに、日本の農業、いわゆる生産地として大きな役割を果たしている東北地方の生産地は一体どうなるんだらうかということを経済水産部の幹部は頭の中に入っているんだらう、そういうことも踏まえて、今後どんどん新たな対策が出てくることが予想されます。そういう意味で、今回の対策は非常に重要な意義を持っている第1段階なのかなというふうに思っています。

そういう中で、第1番、先ほど申し上げた61地区に対して、利用改善団体の設立は51というふうに申しあげました。結果としてどれくらいなのかということではありますが、多少、具体的に申請をした場合に、要件に満たさないところがあるいは出てくるかもしれないけれども、それはやはりその集落ごとに努力をしていただいて、何とか今予定しているところをクリアする努力をお互いに、農業団体も町も、そして農業者自身も努力をしていかなければならないだらうというふうに思っております。

2番目の小規模農家の離農それから過疎化を加速化させるのではないかとということではありますが、むしろきちっとこういうことに取り組むことによってその過疎化、離農に歯どめがかかるべきであらうと、そうすべきであらうというふうに思いますので、むしろ期待をするわけがありますが、実は農地・水・環境保全対策でも当初国が示して、県が受けて、そして町村に取り組みを促して、町村は一生懸命、現在のように頑張っていて、概略で地区から上がってまいりましたら、県は驚いてしまっていて、そんなに出せないという現状になって、御案内のとおりであります。それで我々非常に、議会でも委員会でも要請活動を行っていただきました結果、少し方向が転換されてまいりまして、我々の要求が受け入れられつつありますが、当初の方向とは随分落ち込んでいるようでございます。もちろん10アール当たり4,400円丸々受け

入れ可能なところも出てくると思いますが、県・国の考えではそんなにやれないよというところは、その実情に応じた 3,300円でありますとか 3,000円でありますとかというところに落ちつくような気配でございます。そんなことで、このことについても積極的に取り組んでいながら、農地・水・環境保全に関しては集落内の農家以外の住民の方々も巻き込んで参加をしていただいてということになりますので、これは非常にいいことでもありますから、そういう意味も含めてぜひ成功させなければならない、立ち上げていかなければならないと思いますので、逆に離農・過疎化を加速させるような方向にならないように努力をしていくべきだろうというふうに思います。

それから、町の具体的な支援策であります。これは新政策移行に伴いましての集中的な担い手対策というものは、町、JA、それから農業委員会、普及センター等々で構成する地域協議会というのが設置される予定で、これが制度化されます。新設される多くの担い手の育成事業、いわゆる農地集積を含む団体、農地集積団体も含めてであります。事業主体に位置づけられている場合は、国の助成金等については町を経由しないで地区協議会から農家へ直接交付されるということになるんですね。町の予算を通らないで協議会に一括入るということになりますから、言ってみればそれも町の対策と等しいわけではありますが、そういう方式になっているようであります。

ですから、今後町といたしましては既存の水田農業推進協議会、いわゆるその中には産地づくり交付金、あるいは地域とも補償等の包含をした経営体育成支援センターの設置を計画しておりますので、それを包括的に組織を立ち上げて一体的な支援を行っていくという国の案が示されております。後で差し上げたいと思います。あるいはお手元にあるかと思いますが、よくこんなにややこしいものを国は考えるものだなという思いであります。大変失礼な言い方かもしれませんが、個々の農家の皆さんがきちっと理解をしていただくまで少し時間がかかるんじゃないか。これまでのとも補償やなんかについても、随分ややこしいのであります。それは既に理解をしていただいておりますけれども、やっぱり国の役人の方、頭のいい人が机の上で考えるとこうなるのかなというようなことが示されておりますが、国が示されてそういう制度で進むからには、町としてもそれを理解しながら農家の皆さんにきちっと受け入れられるように説明をしていかなければならない。正直言って私も本当に理解しているかどうかというのは非常に不安なところでありまして、今後にゆだねたいなというふうな思いでございます。

それから、4番目の新対策とあわせて耕作放棄地の問題であります。仰せのとおり2000年の農業センサス、6年前であります。105.8ヘクタールであったようであります。5年ごと

でありますから、昨年2005年の農業センサスの速報値では何と 133.8ヘクタールですから28ヘクタールぐらいですかね、ふえているんですね、既に。これをどうするかということでもあります。先日、部内で協議をしたのでありますが、さっき申し上げたように、私がとやかく新しい政策を申し上げるのはちょっとおこがましいというか失礼な話かもしれませんが、実は何カ月前から、放棄地に菜の花を植えて、それで菜の花油、菜種油を採取して学校給食等々に使用する、そして使用後の廃油はディーゼル燃料として使うという、そういう方向がどうなんだろうかということで、農協さんと、正式な協議ではないのでありますが、そんな話題を出し合っ
てまいりました。農協さんも、専務さんを中心としてであります、それはやっぱりいいかもしれないというあれがありますので、この菜の花というのは、

ただ問題は、耕作放棄地が加美町全体に点在をしているということで、非常にそういう部分で1カ所に集約することは難しいので、それはなかなか大変だと思いますが、実は私は菜の花が大変好きでありまして、春先に桜の花が終わると第一番に咲く花でありまして、それが農村景観にとって非常に有効な景観だと思うんですね。加美町に入ってきたら至るところに、耕作放棄地を中心として、減反のところも含めていいのではないかと思うんですが、減反という言葉は使っていないんですが、特定作物なりなんなりに認定をしていただいて、そうしたらもう至るところ菜の花がいっぱいだった。やくらいなりあるいは陶芸の里に行く途中、それを楽しみながらドライブできると。花を見終わって実ったらそれを油にすると。そしてそれは限りなく無農薬で、子供たちの食するに最適なものを生産をして、コスト的には高上がりにつくかもしれません。しかし一石二鳥、三鳥の効果があれば、町なり農協なりが借り上げるか、あるいは町の特定作物としてつくっていただいて、そして何がしかの奨励金をいただいて、そして生産物もお金にかわるということであれば不可能なことではないのではないかと。一例を挙げるとそんなこともやっぱり考えていかなければならないだろう。この耕作放棄地あるいは単なる休耕というところ、管理地というところもだんだんふえてまいりますので、そういう方向も考えていかないとだめだと思いますので、一つの例をお示しをいたしました、健全な管理、有効活用を考えていかなければならないだろうというふうに思っています。

それから、5番目の法人化のことではありますが、これはこの期間内に立ち上げていって、一概には国際化まではなかなか難しいと思いますが、やはり農業というのは絶対に残していかなければならない産業であります。国のもとであると思えますし、やがては世界的な規模で見ますといわゆる人口爆発という現象があります。特に東南アジアで人口がどんどんふえていますから、かつての輸出国が輸入国に転じているとすれば、穀物を初めとして輸入品が入ってこな

いということになると、おのずと我が国の食糧自給率というのは高まっていく、いかなければならないというふうに思います。そういうときに、やはりここが踏ん張りところでありますから頑張って、農家自身も行政も、それから関係機関も頑張って法人化に向けた第一段階をクリアしながら、国際化に向けた体制を整えていくように今後努力をしなければならないと、そんなふうに思います。

5番目については答弁になったかどうかわかりませんが、以上、答弁とさせていただきます。
議長（米澤秋男君） 11番。

11番（佐藤善一君） ただいまの答弁を聞きますと、耕作放棄地の問題あるいは中山間地の農業離れ、こういった問題についても新しい対策、その中で特に農地・水・環境保全向上対策、それを活用すれば今まで以上にいい方向になるという答弁がありました。

確かに、耕作放棄地の問題なんですけれども、町の総合計画の中の実施計画を見ますと、来年度から平成23年度まで5カ年間、45集落で1億1,220万円ほど計上されている計画でありますけれども、そのような取り組み状況がよくわかるんでありますけれども、実際、この対策の対象となるのは農振地域でありまして、その中でも特に集落農業あるいは改善組合等々、一生懸命取り組んでいる地域を優先的にしようと、こういった考えのようであります。実際、遊休農地がふえているのが、除外、農振じゃないところですね、中山間地を初め、民家が点在しているところが異常に発生しているわけです。こういったものについても町独自のこ入れを図って、そういったところにも網をかけてやる必要があるんじゃないかなと思います。その件についての対応についてもお伺いをいたしたいと思います。

また、実際新しい制度になって、足腰の強い農家を、農業経営を育てるのは大変大事なことで思っております。しかし一般的に農家が描く米づくりというのは生活そのものなんですね。春に種をまいて、秋に家族そろって稲刈りをする、もう生き方そのものでもあるわけです。採算がとれないとわかっていても、なかなかそこから抜け切れない状況にあるかと思えます。今まで農業従事者の担い手であった現在の60代、70代の方々が、今回の集落営農によってリタイアする方もいるかと思えます。草刈り、水管理等々、補助作業はあるものの、全体として余剰労力が出てくるんだと思います。今、町で老後の生きがい対策としていろいろな取り組みをやっているわけですが、さらにこれの対象者がふえてくるんじゃないかなと、このような問題も考えております。そうしますと、国の政策によって不足分ですね、この部分を町で補ってやる、それぞれの集落の創意工夫も加味しながらですね、そういった総合的な政策が必要かと思えますが、これらについてもお伺いをいたします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、耕作放棄地が住宅地の近くであるとか、そういうところ、いわゆる農振除外地であることが多いのだという御指摘、比率がどれくらいになっているか数字的には把握をいたしておりませんが、非常に難しいことではないのかなと思います。というのは農振の、住宅地のそば、ある一つのところを考えたときに、宅地転用等々について非常に難しくなってしまうから、個々の方々にとってはもしかするとかけてもらいたくない方向の方が強いのかもしれませんね。そのようなことを考えときにむしろ新たな支援策といえますか、あるいは耕作放棄を防止するための何かの手だてを考えていった方がスムーズなのではないかなという思いがあります。果たしてどうかなとは思いますが、農振地域というのは非常に国で大事にされていいますか、それでなくても農地がどんどん減少していておりますから、むしろ国の方に申請すれば歓迎されることだとは思いますが、具体には少し難しい部分があるのかなというふうに思います。それは農協さんなりあるいは農林課を中心として町でも検討すべき課題の一つだろうというふうに思います。

それから、生きがい対策というものもありましたけれども、まさに農地・水・環境が当初の予定どおり全部が指定されるとなると、町では約6,000万円近い、いわゆる反当10アール当たり1,100円支出をしなければなりませんので、おおまかに見て6,000万円ほどかかるわけですが、大変な金額であります。それが毎年出てくる、5年間継続するわけでありますから、そのほかにそれが網がかかっていないところをどういうふうにかして救済をしていくという。なるほどそれは大変大切なことでありますから、何らかの町独自のものも立ち上げていって、その農村環境というもの、あるいはまさに米づくりというのは農家の皆さんの1年の生活の一つになっているということでもありますから、これは非常に大事なことであります。米を生産するということが、農家の皆さんの生活の一部になっているということはとてもいいことでもありますから、それを維持するためにはやはり何らかの方策を考えていくということも大事だと思います。

ただ、要するに全く日陰になる部分なんかもあって、そういうところが耕作ができない、あるいは生産性が低いということになっていくわけでもありますから、そういうところをどういう作物がいいのか、活用方法があるのかということも含めて新しい制度を考えていく、助成制度、対策を考えていくということは必要であろうかというふうに思います。今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。以上です。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして11番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（米澤秋男君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番、14番福島久義君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔14番 福島久義君 登壇〕

14番（福島久義君） 私は、2カ件について通告をしております。

第1番目に、事業実施計画と財源の見通しについて伺うものであります。

加美町誕生から、来年3月をめどに4年目を迎えようとしているところでございます。本年度、すなわち平成18年度景気については、緩やかな回復傾向に入ったとされているものの、地方においてはまだそうした感じがなく、少子高齢化による人口の減少が続く中、依然として厳しい経済情勢があるようにも思われます。地方財政においては、国の三位一体改革により地方交付税削減の影響は新年度予算編成に大きく左右されるものと思われます。本町の事業実施のかかわり、建設計画に基づく平成19年度事業及び財源の見通しについて伺うものであります。

二つ目といたしまして、行財政改革とその成果についてでございます。

加美町行政改革実施計画に基づき、町が取り組むべき行政改革の重点項目と具体的な実施内容を平成18年3月に示されたところでもあります。その実施内容の成果を伺うものであります。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 14番福島議員からは2カ件、御質問をいただきました。

第1番目は、事業実施計画と財源の見通しということですが、これまでの一般質問でもあらかじめお答えを申し上げておりますが、加美町が誕生して今4年目でありまして、平成19年からは5年目、新たな、2段階目に入ると言ってもいい時期だというふうに思います。

前にも述べましたように、あるいはまた御質問にありますように、三位一体改革等々現実のものとなって、地方交付税の削減が毎年非常に大きなウエートを占めてまいっておりますし、税収の伸びもほとんど期待できないということ。それからいわゆる使用料、税の滞納というものもあって大変厳しい状況であることは今まで申し上げたとおりでございます。

これまで4年間、いわゆる合併支援という形で国・県からの資金を活用して、新町建設計画

に基づいた事業を実施してまいったわけではありますが、先ほど来申し上げておりますように、非常に予算規模が縮小傾向にございまして、10年間の財政計画の中では110億円から120億円という範囲内で推移するのではないかと。むしろその範囲内で事業の実施を効率的に、あるいは緊急度合いを勘案しながら実施をしていかなければならないだろうというふうに思っております。そのことがこの町を永続的に栄えさせることの対策につながっていくものと考えているところでございます。

現在、編成作業を企画財政課を中心に行っているところでありますが、先ほど来の答弁の中にもありましたように、今年度の当初予算と比較して約6%減の予算を組まざるを得ないだろうと。そういう中で、実は平成18年度から試行的に、試しの期間として各課ごとに予算配分を行って、その枠の中で新年度の事業を行っていただくということをやっておりますので、19年度についても120億円という一般会計の事業の中での範囲内で事業展開をしていかなければならないというふうに思います。

現在のところ投資的な経費としては120億円の中で、約10億円ぐらいいせざるを得ないのではないかと。ですから一般としては110億円、プラス10億円ということで、まだ大詰めの段階にはなっておりませんので、1月、2月の詰めの段階、3月の議会において詳しく提示できるものと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、行財政改革であります。3月に実施計画を取りまとめました。その中、七つの重点項目をお示しをしたわけではありますが、一つ一番目の事務事業の見直しにつきましては、役場の事務の簡素化・効率化を進めるものでありまして、いわゆる電子決済化というものを既に進めておりまして、平成19年度から現在準備をしておりますが、財務会計システムを構築するというので、ペーパーレス化を行っていくと。すべて画像で処理するというのでございますので、消耗品あるいは印刷物等々、あるいはエネルギーの節約等々、むだを省く仕組みになっていくというふうに思われますが、その反面、いわゆるプライバシーの問題でありますとか情報漏えいがありますとか、そういう管理をしっかりとしていかなければならないという思いでございます。

また、事務事業の中で、客観的な基準によって行政評価を導入すべきであろうということで、後段の御質問にもありますが、その準備を進めていこうということで、先日、職員を対象とした研修会等々も開いたところでございます。

今後とも事務事業の見直しについては積極的に進めるべく、軌道に乗せるという方向で今担当課を中心にして進めているところであります。

また、組織機構の改革や定員管理、いわゆる職員の定員管理につきましては、これまでもお話を申し上げましたように、平成25年までに職員を100人削減するということにいたしておりますし、効率的な組織体制への見直しも進めてきておるところであります。キーワードとする安全・安心の対策等々については町民の皆さんに直結するところでありまして、現在危機管理室が中心として交通、防犯、消防、それから大規模災害に備えた防災訓練等々行っておりますが、これらのニーズが非常に高まってきていることでもありますので、今後の検討材料としておりますが、このセクションをもう少し強固なものにしていく必要があるだろうと。そのほかは事務の見直しをしながら、機構の見直しをしながら進めていくべきだろうというふうに思っています。

職員削減のことについてであります。平成18年4月までに、先ほども申し上げましたが25人減となっておりますが、御案内のとおり平成20年度からいわゆる団塊の世代が大量に退職していくことが3年ほど続きますので、その部分については目標達成が可能なことになるだろうと。ただ、前にも申し上げましたが、そのためにサービスの低下につながらないように効率化に努めていかなければならない。もしかすると事務の再配分等々も出てくるのだろうというふうに思います。

それから、ノー残業デーというのを既に何年か前から進めておりまして、その効果が年度単位で900万円ぐらいの節減になっているということでございます。

それから、財政の健全化ということについては、何度も申し上げておりますが、可能な限り財源を確保するというに努めておりますし、そのために特別徴収対策室を設けております。今のところそう著しい成果は上がっておりませんが、徐々にその成果があらわれつつありますので、今後とも努力をさせてまいりたいと思っております。

それから、団体補助金の見直しを委員会をつくって行っていただいております。今年度中に総点検の結果が出されることと思っておりますので、そのことについても各団体の皆さんの理解をいただきながら、いわゆる不公平感をなくすと同時に、ある意味で節減を図っていく努力を今後も続けていかなければならないと思っております。

それから、町民の皆さんへのサービス向上、5番目のことですが、これはいわゆる情報の公開とか、あるいは今タウンミーティングというのが非常に話題になっておりますけれども、メディアを通じて、パソコンを通じての意見を入れていただくという動きもございまして、町のホームページの機能強化とあわせて、一方向だけでなく、町民の皆さんからの意見等も把握する手段として情報の高度化を目指しているところであります。

それから、6番目の公共施設の活用については、経費の節減あるいはサービスの向上という観点で指定管理者制度に移行いたしております、14番議員ももう既に御案内のとおりであります、平成17年度は18施設、18年度から21施設が指定管理者によって運営をいたしております。その効果としては、まだ発足して間もないものでありまして、まだまだ見えていない部分がありますが、いわゆるサービス向上という面からはある程度の効果が得られているのではないかと。そしてその施設によっては、むしろ経費が増嵩している部分もありますが、その増嵩した分はサービスの向上、あるいは今後において節約ができるようにみんなで努力をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

それから協働参画。参画については、地域審議会の活動は4年目に入っております、先日、それぞれの地域から平成19年度の予算編成に対するの諮問をいただきました。非常に多岐にわたる回答であります、即反映できるものと長期的なスパンで取り組んでいかなければならないことがたくさんございまして、これは19年度予算で努力をするというお約束を申し上げたところであります。

そのほか、先ほども申し上げましたけれども、情報公開の中で申し上げましたが、いわゆるパブリックコメント制の導入ということで、広く町民の皆さんから御提言、御意見をいただいて、その中で政策に反映をさせるということ、すなわち住民の皆さんの協働参画ということにも手をつけておりまして、今後この事業についても進展をしていくものと思っております。

それから、男女共同参画推進計画の今策定をお願いをしているわけですが、そのような中でいろいろ御意見、ホームページの中で町民フォーラムという名のページも開設をいたしておりますので、積極的に町への提言をお願いしたいと思っております。

ただ、非常に誤解をされて、投書的なものいただく皆さんもおいでであります。これは本当に誤解をされて、説明が不足な部分もある場合には町の広報誌等々で釈明なり説明なりをしてみますが、ホームページ上に掲載された部分についてはホームページ上でお答えをしていくということでございます。また、非常にいい提言等については、皆さんに公表しながら御意見を伺って行政に反映をさせていくということの方向もつくっていくべきを得ないのではないかと。いわゆる行政主導から地域の皆さんの主導、一概にいかないとすれば、両輪のごとくになって、行政と地域住民の皆さんと一緒に進んでいくということになるかと思っております。

御案内のとおり、ことしの1月、2月の大雪の際に、地域の皆さんが協働して除雪に取り組んでいただいたり、あるいは商工会青年部、中新田地区の皆さんも一緒になって除雪活動をしていただくという大変いい方向に向かっておりますので、そういうところは町も積極的にたた

えながら、住民の皆さんが参画しやすい土壌をつくっていくべきだろうというふうに考えておりますので、今後町としての方針として取り組んでいただきたいものだと思っているところであります。

私からは以上でございます。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 既に15番、それから10番、12番の順番において質問の内容等については把握しておりますので、その点については省かせていただきたいと思います。

そうした中で、加美町後期過疎地自立促進計画に基づいた建設計画が策定をされているところではありますけれども、本年度の平成18年度の予算の中で見ますと、事業計画に基づいた数字を見ますと、約ではないんですけども、平成18年度、32億7,000万円ほどの工事が進められている。しかしその中でしっかりした執行額については把握しておりませんが、予算についてはそのような形で仕事をおおむね進めていると私は認識をしているところでございます。

その中で来年度、平成19年度のこの事業計画によりますと約40億900万円の数字になっているところですが、先ほど町長の説明によりますと、予算は約120億円ぐらいたというように説明を受けましたけれども、この自立促進計画に基づいた建設計画に基づいた40億円の建設を平成19年度も予算の中で進められていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。何せ大分18年度から見ますと8億円強の金額が来年度の事業計画の中に策定されているようでございますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

また、前からいろいろ町長も苦労されておりました土づくりセンターについてお尋ねするわけですが、この土づくりセンターについては二転三転、ようやく落ちついたのかなと、そういう思いで私も安心をしているところでございます。

そうした中で用地買収、それから造成等を含めまして、概算事業費6億8,300万円ほどが促進計画の中で示されているわけですが、何せ先ほどから、土づくりセンターについては進めなければならないというのは私も認識は同じです。しかし担当課に聞きますと7億円以上もかかるという説明を受けたところでございます。それも今度建設しようとしている場所については、用地買収についてはかからないはずだと思います。しかし担当課にお話をすると、用地買収を入らないで7億円以上もかかるというような説明を受けましたので、大分金額については私も疑問をしているところでございます。

この19年、20年度の中で完成を目指すようですが、19年度の予算についてはどうなの

かわかりませんが、2年間で7億円の工事費を伴うということでございます。しかし私も土づくりセンターについては、先ほどから申し上げているとおり決して反対するものではありません。やはり推進をする一人でもありますけれども、土づくりセンターを建設をされた先進地、高知県土佐町堆肥センターというのがありまして、その中で建設されたのが、今加美町で進めようとしている日量40トンの堆肥を消化できる施設だそうです。土佐の堆肥センターも40トンを消化できると。今度加美町で建設しようとしている堆肥センターも日量40トンということで、ほぼいいですか、同じな規模であります。その中で、加美町の堆肥センターについては糞ふんのみといいますが、豚ふんも入るでしょうけれども、生ごみを入らない堆肥センターと説明を受けました。しかし土佐町の堆肥センターについては糞ふん、さらに生ごみ、それからユズの産地があるそうですので、ユズかすといいますが、ユズかすも一緒に堆肥センターで消化をして現在稼働しているわけですが、その建設金額が3億1,800万円で完成をしているところであります。同じ40トンクラスの堆肥センターについて、これはもう少し調査する必要があるんじゃないかと。7億円強といいますがと約4億円の隔たりといいますが、差額があるわけですね。もう少し、建設すればいいとか合併特例債を使うからいいとかじゃなくして、同じ規模で消化できる機械であれば、4,000万円や400万円と違って4億円の差額もあるというのは、その辺ちょっと調査する必要があると思いますが、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

さらに、先ほど町長からもこの実施計画に基づいて説明を受けました。しかし、組織改革についてでございますけれども、臨時職員の見直しも出ておるようですけれども、その点について給料の見直し、さらには臨時職員の見直しということ、この中にも出ておりますけれども、その点についてどのように進められておるのか。定員管理の3の3にありますけれども、先ほどお話し申し上げたとおりどの辺まで進めて今られるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、町長も答弁なされましたけれども、財政の健全化でございます。やはり税収の伸び悩み、平成17年度の決算においてですけれども、滞納金額が5億4,000万円ほどあると言われましたけれども、その中で徴収係というものをことしから2人ふやして6人体制で行っておるようですけれども、その経過についてはどうなっておるのか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

健全財政基盤の確立ということにおいては、滞納未収金対策、滞納者に対する催告、訪問等を強化して法的措置をとらなければならないというようなことでこの計画にも出ておりますけれども、実質2名ふやした中で6人体制で、結果はまだ出ていないという説明を受けましたけ

れども、やはり2人増員したことにおいてどれぐらいの、年度末じゃないんですけれども、年度中途ですけれども、幾らかは成果が上がっているのではないかなと私も期待している一人ですけれども、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） たくさんのご質問をいただきましたので、抜かさないように頑張っていきたいと思います。

まず最初は過疎債、いわゆる過疎計画の中での平成19年度、あるいは18年度の部分ということですが、後期の過疎自立計画の全体は一応承認をいただいているものでありますが、やはり各年度、年度で許可をいただいた部分のどれだけできるか、積み残しが現実にある部分がございます、現状のようなものになっております。平成19年度については、現在計画、予算要求の段階でありますので、その部分については企画財政課長から、現在の時点でわかる範囲内でお答えを申し上げたいというふうに思います。

それから、土づくりセンターであります、これは現在どういうシステムを導入するかということで検討中でありまして、7億円というのは当初に試算した部分の予算でありまして、そこから大きく変わる可能性がありますので、その部分の現在の状況については農林課長から説明を申し上げたいというふうに思います。

ただ、私自身も常々いわゆる畜産廃棄物だけでいいものかどうか。制度的に少し難しい部分があるような気もしますが、既に議員が視察で指導いただいたところでは、いわゆる産業廃棄物と言われるものと、それから食物残渣も入れると処理できるということが可能なのところもあるようでありますから、現段階でそういうものに変更できるかどうか、これはぜひ必要なことありますし、生ごみというものを再利用するということになると一石三鳥ぐらいの効果が出てくるんだろうと思うんですね。ただ燃やすだけだと、いわゆる重量計算でごみ処理の代金にはね返ってまいります。それを有効利用するということになればごみ処理経費の節減にもつながってまいりますので、検討に値するものだというふうに思います。可能であれば土づくりセンターのシステムの中に組み入れてもいいのではないかとと思いますが、ちょっと現段階では難しいような気もいたしますが、今後の方向づけとして可能かどうかも含めて農林課長から答弁申し上げます。

それから、臨時職員等については、給与の改善といいますのは、これは不利益処分になってはならないので、人事院勧告なりあるいはラスパイレス指数を見ながら合併した町村、旧町間で非常なばらつきがございました。現実問題としてありまして、私3年間で随分努力をし、職

員にも汗を流してもらいまして改善しつつあるんでありますが、実は55歳以上の職員は昇給ストップになっていまして、ラスパイレス改善までなかなか届かない。我が町も努力をしますが、よその町も改善を加えていっていると、どうも職員のラスパイレスについてもワースト10に近づいているんですね。努力をすれどもなかなか届かないということがありますし、いわゆる国の給与体系、地方公務員の市町村職員の給与体系の改善勧告もありまして、その部分、まだもう少し先送りをして頑張れというふうに指示をしておりますが、その兼ね合いで給与改善等々を行ってまいりたいと思いますし、言いかえれば団塊の世代が大量に退職をする、いわゆる昇給ストップなる世代が退職することによって人件費が大幅に削減されてまいります。いわゆる4分の1採用であります。予算的には恐らく10分の1ぐらいの単価になるということでもありますから、こういうことも踏まえながら給与構造の改善というものを図っていかねばならないと思いますが、片や臨時職員についてはどうしても激変緩和、これからはもっと出てくると思いますが、大量退職になったときに激変緩和で、特にデスクワークの部分については何とか職員の分担で可能な部分もあるわけではありますが、現場ですね、例えば学校給食でありますとか、そういう部分は当然削減できない部分がありまして、そういうところに人員削減の波が押し寄せていきまして、臨時職員で対応せざるを得ないというような部分も出てまいりますので、この辺については長期のスパンで考えざるを得ないのではないかという御理解をいただければいいのではないかと。

それから、特別徴収対策室については、先ほども申し上げましたように、まだ効果が出ておりませんが、徐々に効果を上げられるように室長あるいは税務課長ともども努力をしているのが見えてまいっております。ただ、実は国民健康保険税の大幅改定があったために、非常にその部分での落ち込みがございまして、それも前年同期に徴収率がまだ下がっているんでありますが、近づきつつありますので、もう少し時間をいただければというふうに思います。必要があれば対策室長あるいは税務課長からこの部分についても答弁を申し上げます。

では、企画財政課長からお願いします。

議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

企画財政課長（早坂 仁君） 企画財政課長です。

今の過疎計画の数字を挙げられてお話しいただいたんですけれども、過疎計画をつくりまして、その後に変更になっております。それで今、直近の事業計画というのは、前に御説明を申し上げました総合計画の実施計画でございます。総合計画の実施計画、過疎計画よりハードだけの計画なんですけれども、総合計画になりますといわゆるソフトの事業も入っております。

それで、先にお示しをしたいいわゆる総合計画に基づく実施計画の平成19年度、新年度につきましては、いわゆるソフトも含めまして約30億 6,000万円ぐらいの計画を考えております。これについてはこの計画、財政計画もあわせてお示したんですけれども、それとの整合性はとれております。ただ、ハード、先ほど町長の話にありました投資的経費の総枠が10億円ということでございますので、またソフトも含めて、19年度、30億円ぐらいになるというふうに、そういった事業展開をしていくということでございます。

それで、いろいろな計画、新町建設計画から始まってずっとあるんですけども、現時点においては、我々財政を預かる方の係からの立場としましては、要するに歳入の総額を決めて、そして歳出を当てはめていくというようなことをやっているというのは実情でございますので、その120億円の中で平成19年度、それを目標にして今各課から新年度予算が提出されたところなんですけれども、それを詰めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 農林課長、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、事業の関係でございますが、資源リサイクル畜産環境整備事業、清流の里地区という形でございまして、現在の進捗につきましては計画策定事業を平成18年度で実施しております。先ほどお話しありました6億 8,300万円、これにつきましては現在の事業の実施計画、実施地区の採択を受けた事業費枠という形で10月31日に採択をいただいております。ですから、それで平成18年度に事業の実施計画、調査測量設計実施計画を策定して、19、20年度を目標に建設を進めるということございまして、あくまでもこれは標準的な事業費で採択枠を決定されていると。最終的には今年度の実施設計の経過を踏まえて確定していくという形になると思います。

先ほど他地区の例がございますけれども、建物の構造の問題、雪の問題、あるいは装置の問題ですね、特に脱臭装置の関係で、これにつきましては現在、微生物脱臭という形で進めさせて検討させていただいていますが、いろいろなオゾンとかそういう形である場合にも、これについては億単位で事業費が違ってくということもございます。そういう山の中につくるという場合、場所の立地条件によっても違いますし、県内の現在平均的なところで事業採択を受けた金額を6億 8,300万円、事務費を入れて7億円という形の御理解を賜りたいと思います。これについては確定の事業費で、これで実施するというものではございません。しかし現在、機種を選定委員会、これは11月22日にいろいろ耕種農家、畜産農家、あと関係機関入りまして、

現在2回目の選定委員会を開きまして最終的に方式を検討して、この方式を事業主体である農業公社さんの方に報告して実績を積み上げるという作業に入っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、先ほど生ごみの関係のお話があったと思うんですけども、生ごみにつきましては、この事業でできないということではないんですけども、現在生ごみ等の視察をしたところがあるんですが、非常にスプーンがまざったり分別の問題が最初の問題で出てくると思います。それから製品の問題として、いろいろな農地には好ましくない製品になってしまうおそれがあるということで、今のところ家庭用一般の生ごみまではそういう普及の関係から、現在では無理ではないかということで生ごみは想定していないのが現実です。

ただ、経営、管理運営等を考えた場合に、できるだけ低料金で農家の方々に利用してもらいたいという観点で、誘致企業が本当に野菜の売れ残りとか野菜くずとか、そういうのは副資材として計画にはあらかわさないまでも利用できるような方向の施設にはしていきたいという形でお話をしている、それでも最終的には今詰め段階に入っているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（米澤秋男君） 税務課長。

税務課長（古内公雄君） 税務課長お答えします。

滞納、いわゆる町税の件についてでございますが、先ほど町長もお答えしましたように、8月の国保税の税率の22.数%の税率改正を行ったのが原因なのかというふうな思いでございましたけれども、10月31日までの数字を見てもどうしても収納率が下がって、10月31日までは3%ほど下がっておりました。

そんな中で、11月には集中的に国保税の現年度分というような思いで徴収に当たった結果、ようやくその数字が3%の半分ぐらいまでまた戻りつつあるというような状況にあります。どうしても12月いっぱいまでには昨年対比と同数まで行きたいという思いで今徴収を行っております。ほかの税については前年対比とそう変わりはないんですけど、収納率についてはですね、どうしても国保だけがそういうような落ち込みを示したということでございます。

それから、福島議員からありました過年度分の上下水道の料金、あるいは住宅の使用料については、11月末の数字を見ますと水道については5,400万円ほどありました数字が、水道では31.36、下水では21.78、トータル29.5の数字については徴収を既に終えております。住宅使用料については3,700万円ほど3月31日現在でありましたけれども、どうしても今現在、住宅使用料がまだ1けた台の数値でありますので、ここから3月までにどうしてもそれくらいの、

2けたの数字には持っていかなければならないというような思いで、今町民課も含めて対応しているところであります。

いずれにしても、結果的にやはり国保と今からの課題は住宅の使用料についてさらに本腰を入れなければならぬというような思いで当たっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） ちょっとつけ加えさせていただきますが、国民健康保険税の過年度分の滞納、非常に大幅に滞納している、しかも、こういう表現が適当かどうかわかりませんが、いわゆる悪質というかそういう方々に対して、余りいいことではないのでありますが、断腸の思いで資格証明書発行ということは今準備を進めております。3カ月、6カ月ということで、来年の1月をめどに文書発送するということでもあります。それで納税計画ですか、そういうものに応じていただいた方についてはそういう措置はとらないと。滞納の名簿を拝見しますと、こういう人もかという意外な方々もおいでであります。人様の内情はわかりませんから何とも言えないのでありますが、いわゆる不公平感があってはならないので、本当に努力に努力を重ねて納めていただいている人とそうでない人もいらっしゃるような気がしますので、そういう対策もとらせていただくということでもあります。

議長（米澤秋男君） 14番。

14番（福島久義君） 土づくりセンターについては、これは予算、計画だということではありますが、先ほど私が申し上げましたとおり、必ずしも生ごみとそれからそういった堆肥との混合した施設をつくりなさいという意味でお話ししているわけではございません。一つの土佐町の堆肥センターの例をもってお話をしたわけではありますが、何せ今度2回目の機種選定委員会を開くということですが、同じ40トンクラス、あちは南国、こちらはまだ雪国という、建物の構造は幾らかは違うでしょうけれども、機種については変わらないと思います。やはり40トンクラスは40トンクラスで消化できると思います。逆に言えば糞ふんと生ごみとそれからユズカサの混合された堆肥センターの機種は、加美町で今取り入れようとしている機種より、私素人ですが、いい機種なのかなと、そんな思いでもあります。しかしそれを取り入れなさいと言っているわけではございませんけれども、余りにも3億1,000万円ほどででき上がった、実質3億1,938万3,000円で完成をしているわけでございます。その中でいろいろ設備もありまして、タイヤシャベルとかフォークリフト、それから原材料と混合施設、それから発酵施設、いろいろなそういう施設を含めて3億1,000万円ほどの経費ででき上

がったということですので、この4億円の行財政改革で2年間で削減するということは大変なことだと思っております。ですからもう少し検討を加える余地があるのではないかと、そんな思いでございます。町長は常にいつも話しておることは、費用対効果とよく申しますけれども、今の畜産農家においても完結型パイプハウスの堆肥施設を併設して、個人的に負担を伴いながら進めているところもありますし、畜産農家という、これは決して反対するわけではありませんので、その辺誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

その中で、限られた方々で使用するにあつて、4億円の差額があるというのは、幾ら農業公社がその仕事、任に当たるといっても、仕事の進め方、機種を選定の仕方、もう少し検討する必要があるんじゃないかと、そんなふうに思うところでございます。そうした中でもっと詳細にひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

それから後段につきまして、行政改革についてですけれども、先般、私どもが総務建設常任委員会で三重県の鳥羽市、さらには和歌山県の白浜町、さらには和歌山県の上富田町に視察研修に行ったところでございます。その視察研修のテーマは、何といたしても3町とも滞納問題についての視察研修でありました。

その中で、鳥羽市においては、私どもも本当にまじめに真剣に取り組んでいるなということの認識を深めてきたところでございまして、鳥羽市の人口は2万4,090人でございます。その中で、鳥羽市滞納整理特別対策本部設置ということで、本部長には助役、それから本部員については各課課長、参事、室長と。さらには滞納縮減のための対策の検討する職員については各課長補佐以上80名の構成でプロジェクトチームを組みまして、各班3名から6名、プラス税務課職員1名を含めて地区割りに合わせ17班で班体制を確立しながら徴収に当たったところと研修を受けてきたところでございます。その中で、この17班の中で徴収に当たる職員については地元の職員を張りつけしたと。私から言わせれば全く厳しい徴収の仕方かなと思ったんですけども、係の担当、さらには職員に伺いますと、それも一つの徴収の方法なんだと。その結果成果が上がったんだというようなことで、3カ月間に1,832万3,000円ほどを徴収をすることができたということでありまして、この徴収に当たるまでの経過ですけれども、そうした中で市税、町税の滞納者については給与、預金、それから不動産、その他の財産を差し押さえ、滞納分に充当しました。国民健康保険税の滞納者には、正規の被保険者証じゃなく、町長が先ほど説明されたとおり証明書は交付しないということでありまして、かなり効果が上がったということでございますので、こうした徴収係も大事でしょうけれども、そういった一つの滞納に対する対策室みたいなものを全職員でプロジェクトチームを立ち上げて進めていかなければ、

五、六人の人数では到底、所期の目的を達成することはできないのではないかと、そんな思いをするわけでございます。

その中で、どうしても手に負えないことについては、日本国内において茨城県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県と5県が地方税回収機構が立ち上げられているそうです。その中で、鳥羽市においても手に負えないのは地方整理回収機構にお願いをして、それでまた回収をしてもらうという手続がとられているようでありますので、宮城県においてはそういったことがございませんので、先般、加美郡、すなわち色麻町それから加美町の議員懇談会において、県知事も同行されまして色麻町で懇談会をした際に、米澤議長の方からも知事に対して、宮城県でもこの地方税整理回収機構をぜひ立ち上げるようにということでお話を申し上げたところでございまして、鳥羽市のように助役であろうと税務課長であろうと、本部長としてそういった組織を立ち上げながらこの難関を乗り越えるべきではないかと、そんなふうに思っておるところでございます。

またさらに、先ほど申し上げましたとおり、白浜町においては人口2万4,342人、私どもとほぼ同じ人口でありまして、ここにおいてもかなりの滞納額があるということですが、それも白浜町の町として滞納に対するプロジェクトチームを立ち上げ、その中でどうしても回収不能については、和歌山県地方税回収機構にお願いをして徴収をしているということで、どうもこれはなかなか町長も決断するのは厳しいでしょうけれども、御勇退を前にして本当に厳しい質問であろうかと思っておりますけれども、その辺を立ち上げてひとついかなければならないのかなと、そんな思いでございます。

また、和歌山県の上富田町については条例を制定して、これは日本で1町しかないそうです。
議長（米澤秋男君） 14番。明瞭に、簡単に。

14番（福島久義君） はい。

そういうことで、ぜひそういった前向きな姿勢で取り組むべきでないかと、そんなふうに思うんですけれども、私も最後の質問となりますので、ひとつ御答弁のほどお願い申し上げます、これで終わりたいと思います。

議長（米澤秋男君） 農林課長。

農林課長（早坂宏也君） 農林課長です。

土づくりセンターの關係の事業費の詳細という形で御説明させていただきたいと思っております。

先ほどお話ししましたとおり、最終的な事業費は、実施設計を組んで方式が決まって、建屋の面積も決まるという關係ですので、発酵装置、1次発酵、2次発酵、その方式が決まって最

最終的に事業費が決定されるという形になっています。

ただ、事業費の内容、現在の枠組みの中で基盤整備費という形で道路関係の拡幅、それらも1億円程度は入っていると、現在採択の中の事業費の構成ですね、そういう形。それから機械類も入っていると。あと家畜排せつ物の処理施設、発酵装置と建屋を含むわけですが、それらで約4億9,000万円見込んでいます。これらについては何回も言うとおりシステムによって発酵装置をつけるかつかないか……、脱臭装置ですね、そちらをつけているかつかないかによっても相当違いますので、億単位で違ってきますので、それらの積み上げを現在選定しているということでございますので。ただ、脱臭関係でも、周辺住民の影響のないような、中途半端のものには絶対できないということもありますので、それらを視野に入れながら事業費の低廉に努めていきたいと思っています。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） 土づくりセンターについては課長が答弁申し上げたとおりであります。ただいま御披露ありました高知県でしたか、については研究させていただく価値があるんだろうと思います。

一つ疑問なのは、設計額といいますが、事業費がどれぐらいで、入札の結果何ぼになったかなという思いもなきにしもあらずでありまして、俗に言うたたき合いをやった場合に、非常に安いところに入る可能性もありますし、その辺のところも調査させていただいて、勉強させていただくということも必要だと思えます。どういう機種であるか、どこのメーカーであるかということも今後の機種選定の参考にさせていただいて、今、総事業費でありますから、いわゆる国費・県費含めた全体事業で7億円でありますので、町費の持ち出し、あるいは特例債なり地方債がそれ以外のもので含まれているということではありますが、全体事業費が半分にも満たないということは非常に魅力でありますから、調査させていただくに値することだと思えますので、今後努力をして調査させます。

それから、整理回収機構等々であります。恐らくいろいろな方策を講じて現在に至っているのだなというふうに思いますが、実はこの間の郡の議員大会、研修会のときにも議長からお話しあったとおり、町単独で回収機構を立ち上げるというのは非常に難しいので、県全体とか、あるいは県北とか大崎全部とかということで立ち上げて、そして私情を捨てて回収に当たるという、いわゆるプロの方々そういう業務につくということで、それだけでも効果が上がっていくのかなというふうに思います。

また、ある町の紹介いただいて、プロジェクトチームをつくって助役以下というお話もあり

ました。町によってはその集落の職員が自分の集落の範囲内に徴収に行くということで、効果を上げているところもあるそうであります。お互いに大変だと思いますが、やはりこれは努力をしなければならないという納税意識の高揚にもあるいはつながっていくんだらうということがありますので、回収機構等々も含めて今後勉強、検討材料とさせていただきたいと思えます。御了解いただきます。（「終わります」の声あり）

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして14番福島久義君の一般質問は終了いたしました。